

交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の推進について（概要）

（平成26年7月24日 鹿交企第131号）

本通達は、車両の走行速度が影響する交通事故の抑止及び被害軽減を図るため、適切な最高速度規制等を実施し、これを遵守させる交通指導取締りや交通安全教育、情報発信等に取り組むに当たっての基本的な考え方や推進すべき事項について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 基本的な考え方
- 交通事故抑止に資する最高速度規制及び交通指導取締り
- 速度取締管理の考え方の情報発信

等である。